

週報みえぎよれん

★浜に身近な話題をお届けする関係者向けミニ情報誌★

編集・発行

JF 三重漁連指導部

TEL:059-228-1205

FAX:059-225-4511

本紙は三重漁連ホームページ (<http://www.miegyoren.or.jp/>) での閲覧を推奨します (PDF ファイル)。

「水産政策の改革」への対応に係る説明会 -8月30日(木)ホテルグリーンパーク津-



8月30日(木)ホテルグリーンパーク津にて、「水産政策の改革」への対応に係る説明会が開催された。1962年以來となる漁業権に関する漁業法の大改正は大きく注目を浴びており、当日は漁業者や漁協、水産関係団体、県・市町等関係者ら約200名が参加した。内容については以下通り。

- (1)海面利用制度の見直しについて
- (2)新たな資源管理システムの構築、漁業許可制度の見直しについて
- (3)漁協制度の見直し等について

特に、「(1)海面利用制度の見直しについて」は多くの質問が寄せられた。

この見直しでは、県が漁業権を付与する際の優先順位の法制定の廃止、現行の海面利用制度を再考し、有効かつ効率的に漁場を活用できる仕組みが示され、「適切かつ有効」に利用していないと判断された場合は漁業権の取消しも行われる内容であることから、漁業者から不安の声と判断の明記を求める声が上がった。

「(2)新たな資源管理システムの構築、漁業許可制度の見直しについて」は、漁業者の漁獲量報告を義務付け、罰則をつけることで徹底した資源管理を行うことを目的としている。毎年度 TAC(漁獲可能量)を設定し、TAC を漁業者、漁業団体または漁船ごとに配分し分与する「IQ(個別割当)」の順次導入が示された。

日本の漁獲量は1984年の1282万トンピークに、2015年には469万トンまで減少。漁業所得の低下や後継者不足も問題視されている。水産庁は、水産業を成長産業にすべく改革を打ち出したが、質疑応答では改革の内容について明確に示すことを求める意見が相次いだ。各漁連、漁協、漁業者の理解を十分に得るための議論は、水産政策制定まで続くことが予想される。

漁業経営統計調査 ご協力のお願について

農林水産省では、海面漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政を推進する資料とするため、海面漁業・養殖業を営む漁業者と事業者を対象とした「漁業経営調査」を実施しており、今年度も調査が実施されることが発表された。

本調査は、台風等の災害時に漁具、養殖施設が被害を受けた場合の援助を判断する基準や、漁船に用いられる A 重油の免税措置及び税環付制度検討の他、様々な水産政策推進の資料として水産行政に役立てられる。調査対象者は、農林水産省によって抽出され、本年 11 月以降に該当者へ説明が行われる予定。

水産行政施策のための重要な資料となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

ライフジャケットは命を守る！ 家族仲間の願いは無事の帰港！

国土交通省が所管している「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が一部改正され、本年 2 月 1 日から 20 トン未満の小型船舶（漁船）についても、原則すべての乗船者に着用が義務付けられている。違反した船長には違反点数 2 点が課され、再教育講習を受けなければならず、また 5 点以上で免許停止の対象となる。1 人乗り漁船で漁労に従事する者には従来どおり点数が付与される。（違反点数の付与は、2022 年 2 月 1 日から

開始）。

ライフジャケット着用者の海中転落時の死亡率は、非着用の場合に比べて約半分となっており、ライフジャケットの着用は命を守るためにも必要不可欠なもの。無事の帰港を待つ家族・仲間のためにも、出港時には必ずライフジャケットの着用をお願いします。

免税軽油使用者証の交付手数料改定 —三重県からのお知らせ—

三重県から免税軽油使用者証の交付手数料について平成 30 年 10 月 1 日以降の申請分より、現行の 100 円（再交付 80 円、変更 50 円）から一律 400 円に改定するとお知らせがありました。

詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

免税軽油使用者証の交付手数料
改定のお知らせ

平成30年10月1日以降の申請分から、
免税軽油使用者証の交付手数料を改定します。※
皆様のご理解とご協力をお願いします。
※「免税軽油使用者証交付手数料徴収条例」の改正案が平成30年3月三重県
議会で開催されました。

	現 行	平成30年10月1日（月） 以降の申請分より
新規、更新	100円	400円
再交付	80円	
変更	50円	

免税軽油使用者証及び免税証の申請先

県税事務所	担当課	電話番号	管轄地域
桑名県税事務所	課税課	0594-24-3413	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡
四日市県税事務所	課税一課	059-352-0577	四日市市、三重郡
鈴鹿県税事務所	課税課	059-362-6662	鈴鹿市、亀山市
津市県税事務所	課税一課	059-223-5026	津市
松阪県税事務所	課税課	0596-30-0511	松阪市、多気郡
伊勢県税事務所	課税一課	0596-27-5132	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
伊賀県税事務所	課税課	0595-24-6024	志摩市、伊賀市
紀州県税事務所	課税課	0597-23-3419	尾鷲市、北牟婁郡、熊野市、南牟婁郡

【主な予定】

○9月10日（月）

三重県知事意見交換会（津）

本文の無断転載・転用等は固くお断りします。